

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鹿島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、鹿島市総合計画の策定その他実施に関する必要な事項の調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、市議会議員、公共的団体等の代表者及び住民のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策総務部において処理する。

(平10条例2・令6条例4・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第2号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。